

綱領一部改定案についての提案報告（レジメ）

中央委員会議長 志位 和夫

綱領一部改定案の基本的な考え方について

- ・第五章・未来社会論——04年の改定の画期的意義を踏まえ、さらに発展させた
- ・綱領の全体を現時点で考え得る最良の記述に発展させるという立場で

第一章「戦前の日本社会と日本共産党」——2つの点にしばって改定を行った

- ・侵略戦争と植民地支配の起点を明確にする補強を行った
- ・家父長制のもと差別と無権利状態におかれた女性解放のためのたたかいを補強した

第二章「現在の日本社会の特質」——情勢の変化にそくして修正・補強を行った

- ・戦後日本の変化にかかわって——「形を変えて天皇制の存続を認めた」を削除した
- ・異常な対米従属——日米地位協定、自衛隊の米軍指揮統制下への組み込みの問題を補強した
- ・日本独占資本主義の現状規定（1）——新自由主義の強行と深刻な行き詰まりを明記した
- ・日本独占資本主義の現状規定（2）——軍国主義の全面的復活の危険を明記した

第三章「二一世紀の世界」——ごく部分的な修正・補強を行った

- ・用語の問題——「民族の自決（権）」を「人民の自決（権）」にあらためた
- ・国際連帯の課題——排外主義との闘争、気候危機打開、AIへの対応を補強した
- 「排外主義に反対する闘争」を国際連帯の課題に明記した
- 深刻化する気候危機を抑制する国際的なとりくみの強化を補強した
- AI（人工知能）にたいする対応について補強した

第四章「民主主義革命と民主連合政府」——情勢の変化にそくして修正・補強を行った

- ・[国の独立・安全保障・外交の分野]——「二重のとりくみ」の立場で補強した
- ・[憲法と民主主義の分野]——排外主義反対、「SRHR」を補強した
- ・[経済的民主主義の分野]——雇用と労働、「SRHR」、財政と税制で修正・補強した
- 経済改革の基本——国民の生活と権利を守る「社会的ルール」をつくる
- 労働者の自由な生活時間の拡大、労働条件改善、ケア労働者の待遇改善を補強した
- 「SRHR」を尊重することを真ん中に据えて政治が責任を果たす
- 財政と税制——「空前の大軍拡」、「教育、住宅」、「消費税減税・廃止」などを明記した

第五章「社会主義・共産主義の社会をめざして」——探究と実践をふまえて改定した

・第五章の全体の構成を整理した

・社会主義・共産主義社会の基本的特徴——現綱領の叙述を全体的にあらためた

・マルクスの未来社会論の中心点、その輝きの核心部分を、党綱領の規定にすえた

マルクスは、未来社会を語るときに、必ず「自由」という言葉を強調している

「生産手段の社会化」を「人間の自由」を実現する条件・手段と位置づけている

万人が十分な「自由な時間」をもつことこそ「各個人の完全で自由な発展」の保障

一部改定案の理論構成は、『資本論』の理論構成に即したものになっている

・2004年の党綱領改定の積極的意義と過渡的制約について

積極的意義——この解明があったからこそ、今回の一部改定提案が可能になった

3つの点で問題点を残すものとなった

当時の党の理論的探究の発展過程の一断面を反映した、過渡的な制約

・社会主義・共産主義の社会における生産力について

物質的生産力の飛躍的な発展を無条件に肯定する規定は適切とはいえない

マルクスは生産力についてどのように捉えていたか

未来社会では、新しい質での生産力の発展をめざす

マルクスは『ゴータ綱領批判』で、未来社会における富をどう理解していたか

・社会主義・共産主義の社会と国家権力について

・資本主義社会から社会主義・共産主義の社会への過渡期について

現綱領の内容を生かし、合理的な整理を行った

支配・被支配のなごりを一掃し、真に自由で平等な人間関係をつくる変革を補強した

・発達した資本主義国での社会主義的変革について

「自由な時間」——「自由に処分できる時間」論の今日的意義について

・現代の労働者・青年の切実な願いにこたえ、民主的結集を進める力に

・労働時間短縮を求める現代のたたかいは、未来社会に「地つづき」でつながっている

・「自由な時間」論は、21世紀のさまざまな課題を解決するキー・コンセプトに

・旧ソ連流の社会主義論を根底から克服するうえで大きな力

改定綱領を力に、日本を変え、世界に働きかけ、強く大きな党をつくらう